

川永地区防災計画



令和6年12月作成
川永地区防災会

目 次

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 5
- (4) 洪水 8

2 防災活動

- (1) 川永地区防災会規約 9
- (2) 平常時における防災活動 11
- (3) 中長期的な活動予定 12
- (4) 防災研修会の実施状況 13
- (5) 防災訓練の実施状況 14
- (6) その他の実施状況 16
- (7) 災害時における防災活動 17

3 資料編

- (1) 避難所・避難場所一覧 18
- (2) 福祉避難所一覧 19
- (3) 緊急時の連絡先・災害伝言ダイヤル 19
- (4) 避難行動の考え方 20
- (5) 災害時の情報入手先 21
- (6) 川永地区防災士資格取得数（補助金利用） . . . 22
- (7) 川永地区防災資機材リスト 22
- (8) 災害「備え」チェックリスト 23
- (9) 大規模災害発生時の安否確認表示について . . . 24

1 地区の概要

(1) 地区の特徴

① 地区の範囲

宇田森、川辺、楠本、神波、島、永穂

② 地区の社会特性

・人口:5,668人 ・世帯数:2,399世帯
(令和6年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

① 防災マップ 津波

防災マップ地震・津波編 山口・川永を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/page/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/10_jishin_map.pdf

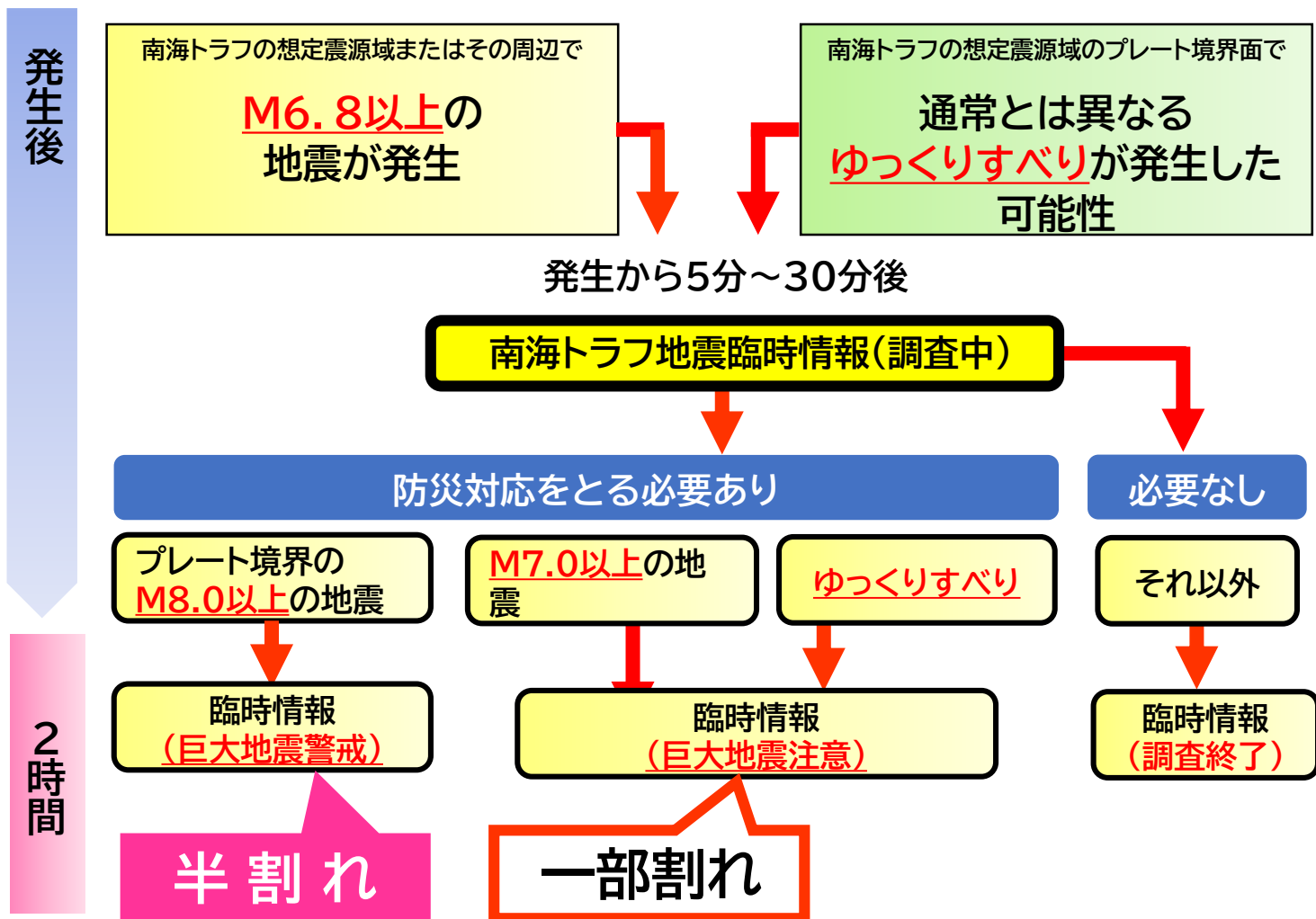
図1 川永地区防災マップ（津波）

② 川永地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	川永地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の 構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の搜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

③ 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	- 日頃からの地震への備えの再確認 - 事前避難の検討	日頃からの地震への備えの再確認	
～2週間	日頃からの地震への備えの再確認		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(3) 風水害

① 防災マップ 風水害編

浸水する想定である。

防災マップ°風水害編 山口・川永を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougo_bosai/bosaimap/page/fusuigai/10_fusuigai_map.pdf

図2 川永地区防災マップ（風水害）

② 川永地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	川永地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③ 大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

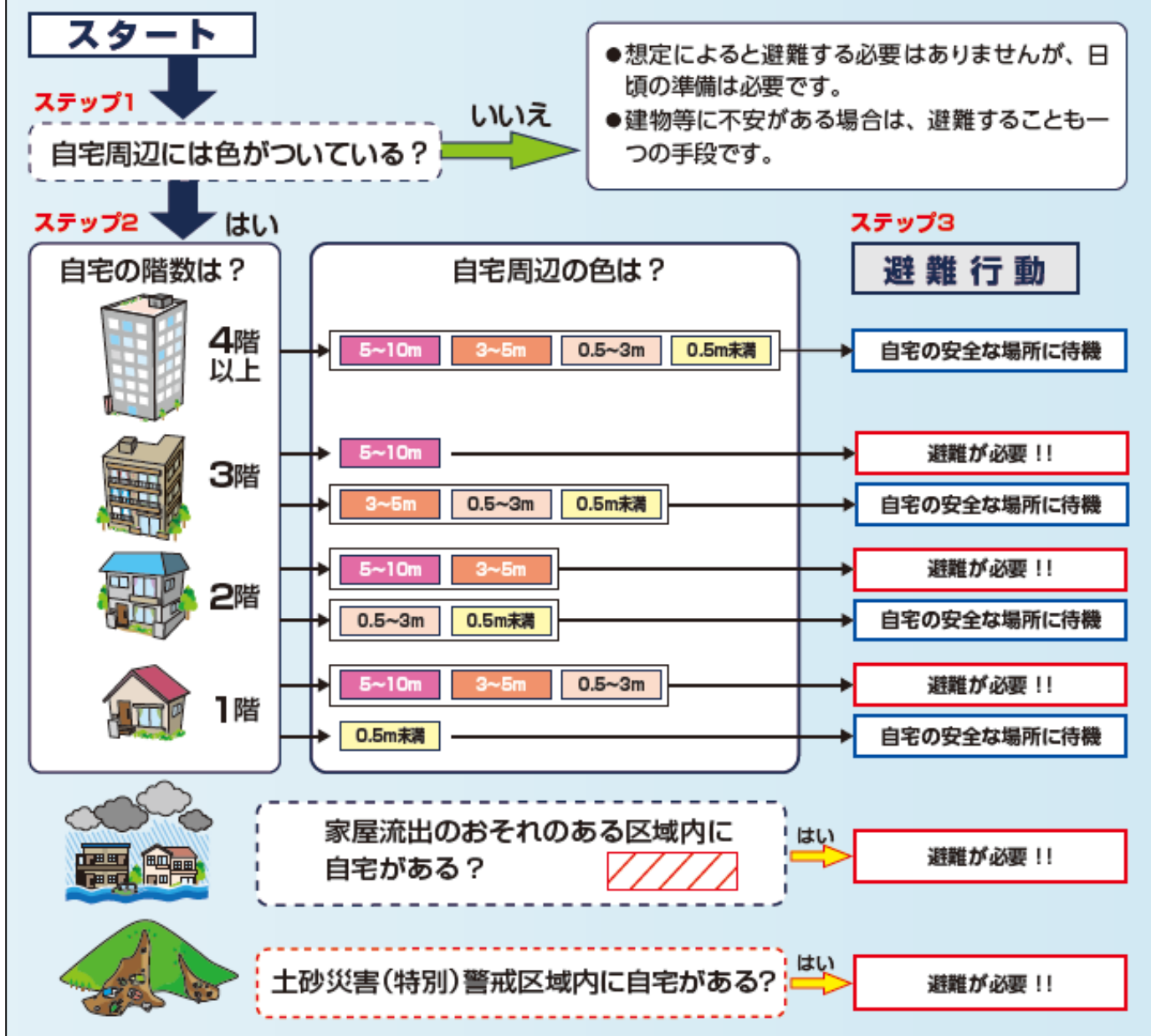


図3 大雨時の避難行動判断フロー図

(4) 洪水

洪水ハザードマップ

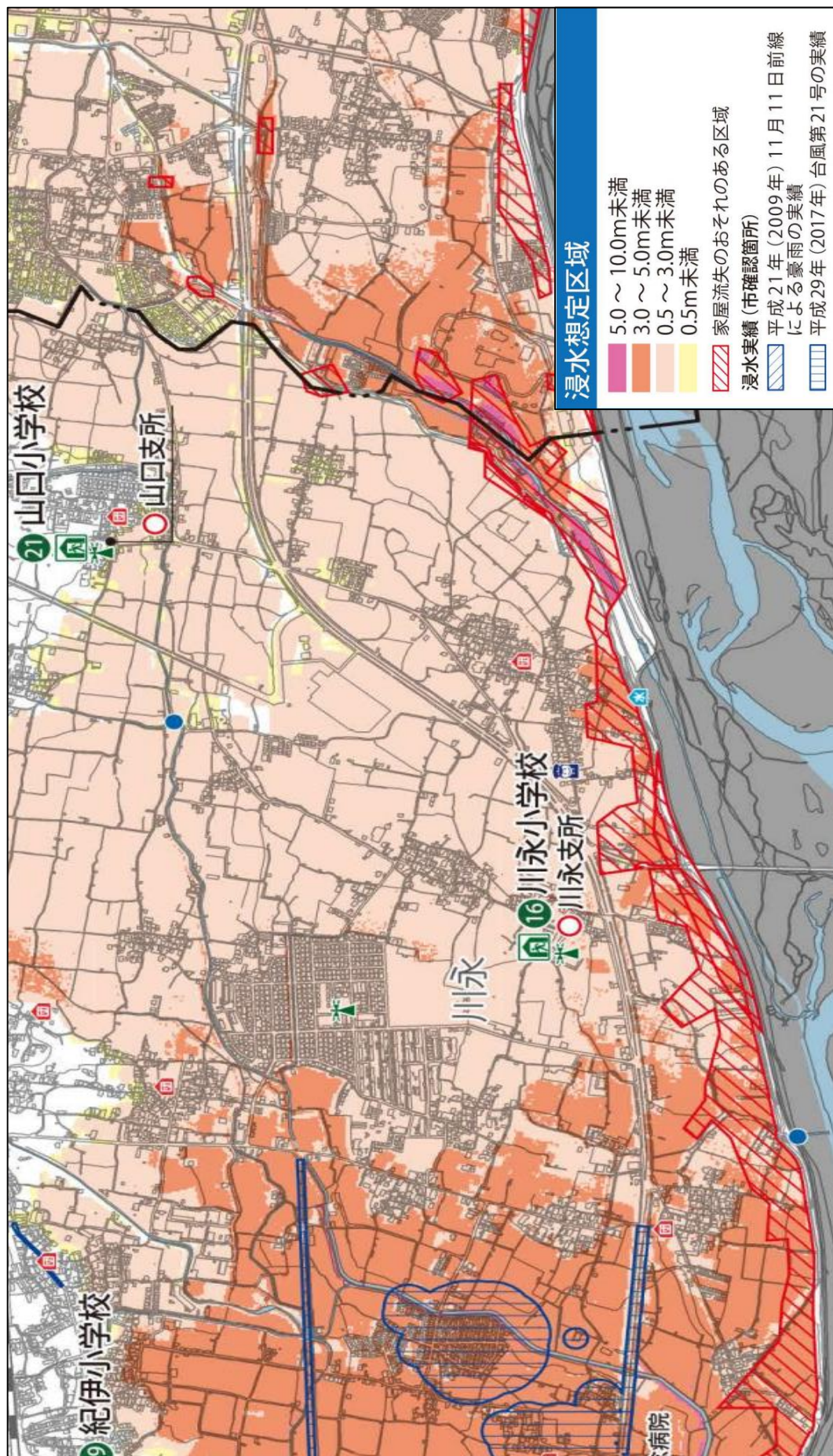


図 4 川永地区防災マップ (洪水)

2 防災活動

川 永 地 区 防 災 会 規 約

川永地区防災会規約

(名称)

第1条 この会は、川永地区防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、和歌山市楠本283番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び和歌山市地域防災計画の規定により、住民が自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること
- (5) 避難所運営に関すること
- (6) 地震等発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (7) 地区防災計画、地区避難計画及び避難所運営マニュアル(以下「防災計画等」という。)の作成に関すること。
- (8) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、次の団体に所属する者をもって構成する。

- (1) 川永地区連合自治会の役員及び単位自治会長
- (2) 川永地区防火委員会の長
- (3) 川永地区社会福祉協議会の長
- (4) 川永地区地域安全推進委員会の長
- (5) 川永地区人権委員会の長
- (6) 川永地区公民館の長
- (7) 和歌山市消防団川永分団の長
- (8) 防災士
- (9) 次条に定める会長が必要と認めた者

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名

2 次の者が、前項に定める役員となる。

- (1) 会長は、川永地区連合自治会会則(以下「会則」という。)第6条第1項の職にあるもの
 - (2) 副会長は、会則第6条第2項の職にあるもの
 - (3) 会計は、会則第6条第3項の職にあるもの
 - (4) 監事は、会則第6条第4項の職にあるもの
- (役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 中途退任されたとき、後任者は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。

2 総会は、会長が毎年1回招集する。なお、川永地区連合自治会の総会をもって、これに充てることができる。

3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたときに開催する。

4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、役員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 会長は、会議の長となり、議事を進行する。

6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第10条 本会の経費は、補助金、川永地区連合自治会助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月26日から施行する。

(2) 平常時における防災活動

項 目	具体的内容	実施時期
防災訓練	1 HUG(避難所運営ゲーム)を実施して避難所運営について理解を深める。 2 現地現物を利用した避難所レイアウト訓練を実施する。 3 避難所受付訓練などを実施する。	
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。	
災害への備え	・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。	
安全点検	・地区内の危険個所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。	
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。	

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容	達成目標・ 時期
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修(紀の国防災人づくり塾)へ参加する。	
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。	
マイタイムラインの普及	風水害時の避難に備えマイタイムラインの作成支援を行う。 ※マイタイムラインとは、避難に備え「いつ」、「何をするのか」を時系列に沿って決めておく防災行動計画のことです。	
地区内各種団体との協力・連携	消防団や連絡所と災害時の役割を決めておく。	

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施時期
防災研修会	主 催 : 川永地区防災会 形 態 : 防災講座 場 所 : 潮風荘 参加者 : 19名	平成28年 10/23 1500~1600
	主 催 : 川永地区防火委員会 形 態 : 防災講座 場 所 : 川永支所 参加者 : 14名	平成29年 1/14 0900~1200
	主 催 : 川永地区防火委員会 形 態 : 防災講座 場 所 : 川永支所 参加者 : 25名	平成30年 2/20 1900~2030
	主 催 : 川永勤住協自治会 形 態 : 防災講座 場 所 : 勤住協自治会館 参加者 : 43名	平成31年 12/22 1000~1100
	主 催 : 川永地区防災会 形 態 : マニュアル作成 場 所 : 川永支所 参加者 : 5名	令和2年 10/28 1900~2130
	主 催 : 川永勤住協自治会 形 態 : 防災講座・タイムライン(各1時間) 場 所 : 勤住協自治会館 参加者 : 16名	令和3年 10/31 1000~1200
	京都市民防災センター見学 参加者:22名	令和4年

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施時期
防災訓練	避難・消火・救急救護訓練・簡易トイレ組立・地震体験訓練等 約520人 (アルファ化米12食入り×7箱 計84食、非常用飲料水24 本入り×21箱 計504本)	平成26年
	避難訓練・消火訓練 約500人 (ウォーターサーバー借上料2台分、タオル210枚)	平成28年
	川永小学校に避難訓練した後、防災訓練を実施 約400人 (段ボールパーテーション2セット)	平成29年
	地震車体験・段ボールパーテーション設置・AED取扱訓練・情報伝達 連携訓練・簡易トイレ等防災資機材取扱訓練 約400人 (トランシーバー4個、中継器1個)	平成30年
	避難・防災訓練 約400人 (トランシーバー6台)	令和元年
	避難訓練等 253人 (トランシーバー7台)	令和5年
	防災訓練 約400人 避難・初期消火・AED・地震体験車 (三角巾400枚)	令和6年

項 目	具体的内容	実施時期
防災訓練		

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年4月の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長(副会長)及び顧問は、各役員を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	・地区の被害状況を把握する。 ・災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	・地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の開設・運営	・避難所は、原則的に、行政・施設管理者・避難者(市民)の三者が協力して開設する。 【避難所の開設基準】 ・和歌山市域で震度5強以上の地震発生 ・県内に津波警報又は大津波警報発表 ・地区内に高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令 避難所運営は、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、初動期・展開期・安定期・撤収期の4期の区分により運営する。 【初動期】 災害発生直後～3日程度 市職員(避難所運営員)を中心に避難所の開設 【展開期】 災害3日～1週間程度 地域住民による避難所運営組織の形成 【安定期】 1週間程度～2週間程度 避難所運営は展開期と同じ ※ 展開期から安定期まで市職員や施設管理者及びボランティアは補助者として円滑な避難所運営を図る。 【撤収期】 2週間程度～3か月程度 避難者の生活再建、避難所の本来業務の再開に向けての対応を行う。また、避難所閉鎖は、原則全避難者が退所した時点とし、閉鎖の判断は、避難所運営本部・避難所運営員・施設管理者が協議して決定する。

3 資料編

(1) 避難所・避難場所一覧

区 分	所在地(電話)	指定区分	避難先 安全レベル	津波 時の 指定 場所
川永小学校	楠本285 TEL 073-461-1061 FAX 073-461-1041	・ 避難所 ・ 避難場所	・ 津波3 ・ 洪水3 ・ 土砂3	
川永団地公園	島26-10	・ 避難場所	・ 津波3	
県営川永団地 (1~2号棟)	島51-2	・津波、洪水 避難ビル	・ 津波3 ・ 洪水3	2 階 以 上 の 共 用 部 分
県営ニューかわ なが団地1号棟	島105-2	・津波、洪水 避難ビル	・ 津波3 ・ 洪水3	
県営ニューかわ なが団地2号棟	島51-10	・津波、洪水 避難ビル	・ 津波3 ・ 洪水3	
県営ニューかわ なが団地3号棟	宇田森9-6	・津波、洪水 避難ビル	・ 津波3 ・ 洪水3	
県営ニューかわ なが団地4号棟	宇田森9-5	・津波、洪水 避難ビル	・ 津波3 ・ 洪水3	
県営ニューかわ なが団地5号棟	島51-2	・津波、洪水 避難ビル	・ 津波3 ・ 洪水3	

(2) 福祉避難所一覧

施設名	所在地(電話)	受入対象者
介護老人保健施設 紀伊の里	宇田森275-10 Tel 073-461-8888	要介護者、聴覚障害者、 視覚障害者

(3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

□ 緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関			その他	【ガス】会社名:	

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

□ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

伝言の 録音	1 7 1 + 1 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→ 録音
伝言の 再生	1 7 1 + 2 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→ 再生

(4) 避難行動の考え方



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等

小・中学校
公民館



安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。

ホテル
旅館



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

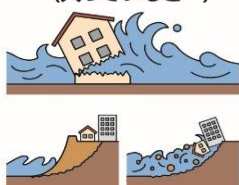
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

(5) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(6) 川永地区内防災士資格取得数(補助金使用)

2人

(7) 川永地区防災資機材リスト

物 品	数 量	保管(設置)場所
テント	2	
組立水槽	2	
発電機	2	

(8) 災害「備え」チェックリスト



【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～

- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。
飲料水・食料(最低1日分 飲料水／500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの／3食分)
- ☐ 飲料水 ☐ 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ☐ ヘルメット ☐ 衣類・下着 ☐ レインウェア ☐ 懐中電灯 ☐ マッチ・ろうそく
- ☐ 携帯トイレ ☐ ビニール袋 ☐ 予備電池 ☐ 軍手 ☐ 救急用品(絆創膏等)
- ☐ 洗面用具 ☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯充電器 ☐ タオル ☐ アルミブランケット
- ☐ 筆記具 ☐ ホイッスル ☐ 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- ☐ マスク ☐ 体温計 ☐ 消毒用アルコール ☐ ウエットティッシュ ☐ ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ☐ ミルク ☐ 哺乳瓶 ☐ 離乳食 ☐ 子供用紙おむつ ☐ 携帯用お尻洗浄機
- ☐ おしりふき ☐ 子供の靴 ☐ 抱っこひも ☐ 携帯カトラリー ☐ ネックライト ☐ 衣類

【女性の備え】

- ☐ 生理用品 ☐ おりものシート ☐ サニタリーショーツ ☐ 中身の见えないごみ袋
- ☐ 防犯ブザー ☐ ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- ☐ 現金 ☐ 通帳 ☐ 免許証 ☐ 健康保険証 ☐ パスポート
- ☐ マイナンバーカード ☐ 常備薬 ☐ お薬手帳 ☐ 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～ 自宅に備えておくもの～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- ☐ 飲料水
- ☐ 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ☐ 毛布 ☐ ラップ ☐ 簡易トイレ ☐ トイレットペーパー ☐ カセットコンロ
- ☐ ウエットティッシュ ☐ ポリタンク ☐ ビニール袋(大・中・小) 等



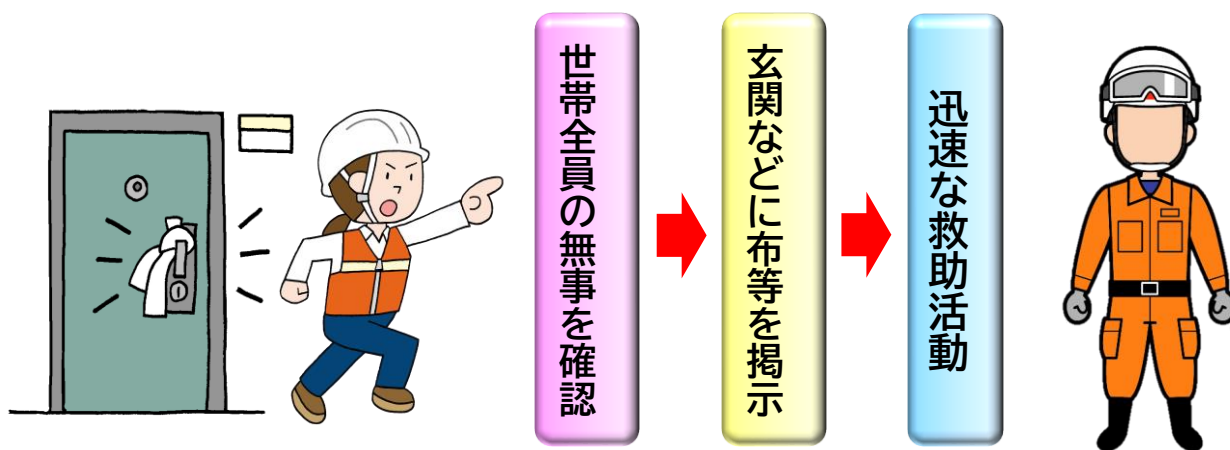
(9) 大規模災害発生時の安否確認表示について

安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認

大規模災害発生時の安否確認表示について

【ご説明資料】

安否確認表示とは、世帯全員の無事を確認できたとき、安否確認の布(タオル等)を玄関などの確認しやすい場所へ掲げることで、地域における迅速な救助活動を促すものです。



自主防災組織(地区防災会)のみなさまへお願い

- ① 表示物の素材・色などを選定してください。
- ② 選定した表示物をどこに掲げるか協議してください。
- ③ 安否確認の表示物を掲げる基準を協議してください。
(震度〇強で掲げるなど)
- ④ 定期的な訓練をお願いします。



安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認全員無事 安否確認